

【提出書類チェックリスト】

【別紙5】

●特別認定更新手続きに必要な書類

対象者	提出書類	確認欄
全 員	① 被扶養者特別認定申請書（更新申立書） ★人事給与システムから、組合員名入りのものを出力してください。 ★申請者印と所属所長証明の押印漏れがないか確認してください。	
	② 所得証明書（原本） ★最新のもの(平成28年分)を提出してください。	
②所得証明書において給与収入があった者	③ 被扶養者収入状況報告書（【別紙2③】）	
③「被扶養者収入状況報告書」の②、③にて収入があった者	④ 雇用契約書（写）または、給与支払明細書（写）（直近3カ月分） ★雇用契約書だけでは収入額が確認できない場合については、必ず給与支払明細書をご提出ください。	
年金を受給している者 (農業者年金・生命保険契約等に基づく個人年金、貯蓄型の個人年金なども含まれます)	⑤ 公的年金等改定通知書（写）または、最新の年金等振込通知書（写） ★扶助料、障害年金、遺族年金などを受給している方も、年金の改定通知書の写しを提出してください（これは非課税のため、所得証明書には記載されていませんが、収入となります）。	
事業・農業・不動産などの収入がある者	⑥ 確定申告書及び収支内訳書（写）	
・子 ・同居している父母 ・同居している配偶者の父母	⑦ 組合員及び配偶者の源泉徴収票等（写） ★配偶者がいない場合、配偶者や家族が組合員の扶養に入っている場合（扶養手当を受給している場合）は、必要ありません。 ★配偶者も公立学校共済組合の組合員の場合は必要ありません。	
配偶者がいる者	⑧ 被扶養者の配偶者の所得証明書及び内訳が確認できる書類 ★父母・祖父母の一方を被扶養者として認定する場合等に必要です。	
別居している者	⑨ 仕送り状況確認書（【別紙2⑨】） ★単身赴任の方は、必要ありません。 (①被扶養者特別申請書「3、別居の場合の生活費等の年間送金額」の欄に[単身赴任]とご記入ください)	
同居が認定条件の者	⑩ 世帯全員の住民票（原本）	

●取消手続きに必要な書類

対象者	提出書類	確認欄
全 員	① 被扶養者申告書 ★人事給与システムから出力してください。	
	② 組合員被扶養者証 ★紛失した場合は始末書を添付してください。	
就職により取消になる者	③ 新規加入した健康保険の保険証（写）	
	④ 就職年月日を確認できる書類 ★③を提出する場合には、必要ありません。	
収入増等の理由で取消になる者	⑤ 所得証明書（原本） ★最新のもの(平成28年分)の原本をご提出ください。	
パート・アルバイト等	⑥ 給与支払明細書（写）（直近6カ月分）	
公的年金等受給者	⑦ 公的年金等改定通知書(写)または最新の年金等振込通知書(写)	
事業・農業・不動産等収入者	⑧ 確定申告書及び収支内訳書	
国民年金第3号 非該当届	⑨ 収入超過、離婚、死亡を理由とした取消の際に必要な	